

## 2023 年度日本小児整形外科学会認定医 申請手引き

- 申請期間：2023 年 6 月 1 日～2023 年 7 月 31 日（必着）
  
- 提出申請書類等
  1. 申請書（新規-様式 1）
  2. 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医認定証（写）
  3. 学術活動報告書（新規-様式 2）
  4. 学会参加証および研修会受講証等添付用紙（新規-様式 3）

A4 サイズ以上の添付資料がある場合は、通し番号を記載し、新規-様式 3 と一緒にクリップ等で固定して下さい。
  5. 応募書類確認書（新規-様式 4）※審査料 1 万円の払込受領証のコピーを貼付
  
- 提出先住所・提出方法
  1. 送付先  
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル (株)毎日学術フォーラム内  
日本小児整形外科学会 専門医制度委員会 宛
  2. 申請書提出用封筒  
角形 2 号封筒「240 × 332 mm、A4 用紙が折らずに入る大きさ」に上記提出先住所を記入し、簡易書留または 520 円レターパックプラスのどちらかの方法で送付して下さい。  
※受領の連絡はありませんので、必ず記録が残る方法で発送してください。
  
- 審査料振込
  1. 審査料 1 万円を下記の銀行口座に送金して下さい。  
※振込人名は、本会会員番号と本会会員名とすること（例：870-111-1111 ショウニタカ）  
口座番号：みずほ銀行 本郷支店 普通 4087854  
口座名義：一般社団法人 日本小児整形外科学会
  2. 払込受領書のコピーの貼付
    - ① 審査料 1 万円の払込受領証のコピーを応募書類確認書(新規-様式 4)に貼り付けて下さい。  
ネットバンキングを使用する場合は、送金完了画面を印刷し、添付して下さい。
    - ② 口座番号、残高などが記載されている場合は、黒マジック等で塗りつぶして下さい。
  
- 申請書等の記載上の注意
  1. 日本小児整形外科学会認定医申請書（新規-様式 1）
    - ① すべての欄を記入して下さい。
    - ② 会員番号が不明な場合は、事務局に問い合わせ下さい。日本小児整形外科学会の入会年月日と会費納入状況は、学会ホームページにある会員マイページから調べることが可能です。

2. 学術活動申告書（新規-様式2）

学会参加証および研修会受講証等添付用紙（新規-様式3）

- ① 申請日から起算して、過去5年の活動が申請に有効です。
- ② 添付資料にはすべて通し番号を記載してください。貼り付けできないA4サイズ以上の資料は、新規-様式3と一緒にクリップ等で固定して下さい。

● 認定料と認定証の交付について

1. 認定料について

社員総会で認定が承認された方には、2024年1月に認定医承認通知と認定料1万円の納付について案内を送付いたしますので、指定の口座へ期限内に送金して下さい。

2. 認定証について

納付を確認後、認定期間2024年4月1日～2029年3月31日の認定証を交付します。

\*\*\*\*\*

**認定に必要な条件(規則・細則抜粋)**

**日本小児整形外科学会認定医制度規則**

第6条 「認定医」として必要な条件は以下のとおりである。

- (1) 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医である。
- (2) 申請時まで3年間以上の本会会員歴を有し、会費滞納がない。
- (3) 認定医申請に必要な要件を満たしている。

**日本小児整形外科学会認定医制度細則**

第3条 認定医申請時に必要な条件は以下のとおりとする。

認定医申請にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 本会学術集会の参加  
申請前5年間で2回以上の参加を必須とする。
- (2) 本会研修会の参加  
申請前5年間で1回以上の参加を必須とする。
- (3) 本会学術集会において過去5年間に主演者学会発表1回以上、または日本小児整形外科学会雑誌もしくはその他の雑誌で、小児整形外科に関する日本語または英語の主著者論文1編以上(主著者論文については期間を問わない)。

**第3章 認定医申請・更新時の特例措置**

(評議員)

第5条 本会評議員または名誉会員、功労会員は、学会におけるその指導的立場を配慮し、特例として認定医申請時の条件は問わない。更新時には、一般会員同様に更新前5年間に、2回以上本会学術集会に参加することを条件とする。しかし、更新時の特例として、本会学術集会の参加以外の条件は問わない。

\*\*\*\*\*